報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和３年３月18日
四国行政評価支局

【あっせんに対する改善措置状況】

国立高等専門学校及び国立大学への入学手続時に求められる保証人に対する保証内容の具体化

－入学シーズンに向け、改善が図られました－

総務省四国行政評価支局では、「国立高等専門学校（国立高専）への入学時に求められる保証人に対する保証内容が抽象的で、何についてどこまで保証することになるのか分からず不安であるので具体的に示してほしい。」との行政相談を端緒に、四国内全ての５国立高専及び５国立大学における保証内容を調査しました。

調査結果を基に、四国地域行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、本年１月27日、各学校に対し、保証人に求める保証内容を保証書等(※1)に具体的に記載すること、改正民法へ未対応（金銭債務に係る極度額の記載なし）の無効な保証契約を改めること等についてあっせんしました。

※1　保証人が連署した保証書や誓約書といった名称の書類

あっせんの結果、四国内の10校全てで改善が図られるとともに、全国的な改善に向けた措置が講ぜられました。

○　国立高等専門学校機構（全国の国立高専を設置・運営。国立高専機構）では、国立高専の学資等は保護者等が負担するケースが多く、保護者等を保証人としても債権保全効果が期待できないこと、また、資力の裏付けのない第三者を保証人とした場合でも同様であること等を理由に、保証人を廃止し、金銭債務に係る保証を求めないこととしました。

また、国立高専機構では、新たに制定した取扱要項において保護者等に求める責任の範囲（学生の身上に係る役割(※2)）を明文化し、各国立高専では、令和３年度入学者の入学手続から、取扱要項に基づき改正した誓約書を使用することとしました。

※2　「緊急連絡先」、「休学等学生の身分異動への同意」、「学業成績等の通知先」等

なお、各国立高専では、従来、保護者及び保護者以外の者が保証人として署名した保証書等の提出を求めていましたが、今回の見直しに伴い、保護者等１人の署名のみで手続が可能となり、入学手続時の負担軽減が図られました。

○　各国立大学では、金銭債務に係る保証内容や学生の身上に係る役割を保証書等に具体的に記載し、令和３年度入学者の入学手続から使用することとしたほか、無効な保証契約については、極度額を記載した保証書等を用い、改めて契約を締結することとしました。

また、総務省行政評価局が四国以外の国立大学についても調査し、文部科学省に対応を求めた結果、同省から全国の国立大学に対し、保証内容の見直しを行うよう通知されました。

※　あっせん時の公表資料については、総務省四国行政評価支局ホームページに掲載しています。
＜ホームページ：https://www.soumu.go.jp/kanku/shikoku/kujou.html＞

※　四国地域行政苦情救済推進会議は、国民からの行政相談の解決に当たり、国民の立場に立った行政苦情救済推進活動を一層推進するため、総務省四国行政評価支局長が委嘱した民間有識者から意見を聴く会議です。
＜構成員＞（敬称略・座長以外50音順）
座長　三野　靖（香川大学法学部教授・法学部長）
委員　浅川 克巳（四国経済連合会常務理事）
委員　兼間 道子（日本ケアシステム協会会長、社会福祉法人サマリヤ理事長）
委員　木下　亨（四国新聞社編集局多メディア担当部長兼論説委員）
委員　久保 正範（香川行政相談委員協議会会長）
委員　橋田 行子（高松市消費者団体連絡協議会会長）

【連絡先】総務省四国行政評価支局首席行政相談官室
担当：小椋和雄、小谷浩樹、片桐一人
電話：087-826-0675　FAX：087-826-0677
E-mail：skk32@soumu.go.jp

国立高専及び国立大学への入学手続時に求められる保証人に対する保証内容の具体化
～入学シーズンに向け、改善が図られました～

＜四国地域行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する改善措置状況＞

改善のきっかけとなった行政相談（要旨）

私の子が国立高専へ入学する際、保護者及び保護者以外の者が保証人として署名した保証書を提出するよう求められた。しかし、保証内容が抽象的で、何についてどこまで保証することになるのか分からず不安であるので、保証内容を具体的に示してほしい。

調査結果（要旨）

① 保証書等の書面上では、学校が求める具体的な保証内容が不明
② 保証契約の種別(※)に係る学校の認識が、保証書等の記述と相違　※連帯保証契約、普通保証契約
③ 改正民法(※)へ未対応（極度額の記載なし）の保証書等を用い、無効な保証契約を締結　※令和２年４月１日施行

四国内全ての５国立高専及び５国立大学の計10校を調査

国立高専:阿南高専、香川高専、新居浜高専、弓削高専、高知高専
国立大学:徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学

あっせん事項

国立高専及び国立大学は、保証人の責任の範囲を明確にし、不安軽減を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 金銭債務に係る保証内容や学生の身上に係る役割を保証書等に具体的に記載すること。
＜９校：５高専、徳島大、鳴門教育大、愛媛大、高知大＞

② 保証契約の種別に係る学校の認識が保証書等の記述と相違しているものは、保証書等の内容を見直すこと。
＜５校：新居浜高専、弓削高専、高知高専、徳島大、愛媛大＞

③ 無効な保証契約を締結しているものは、改正した保証書等を用い、改めて保証契約等を締結すること。
＜３校：徳島大、愛媛大、高知大＞

ⅰ）未改正の保証書等を、令和３年４月入学者の入学手続までに改正すること。　＜６校：５高専、徳島大＞

ⅱ）改正民法施行後に保証書等を改めたが、極度額が明確に記載されていないものは、その内容を再検討すること。　＜１校：香川大＞

改善措置状況

【国立高専】全国的に改善が図られた　※あっせん事項全て（①、②、③ⅰ）に関係

○ 国立高専機構では、国立高専の学資等は保護者等が負担するケースが多く、保護者等を保証人としても債権保全効果が期待できないこと、また、資力の裏付けのない第三者を保証人とした場合でも同様であること等を理由に、保証人を廃止し、金銭債務に係る保証を求めないこととした。
　また、国立高専機構では、新たに制定した取扱要項において、誓約書への署名をもって保護者等に求める責任の範囲（学生の身上に係る役割）について明文化し、各国立高専では、令和３年度入学者の入学手続から、取扱要項に基づき改正した誓約書を使用することとした。

○ なお、各国立高専では、これまで、保護者及び保護者以外の者が保証人として署名した保証書等の提出を求めていたが、今回の見直しに伴い、保護者等１人の署名のみで手続が可能となり、入学手続時の負担軽減が図られた。

【国立大学】文部科学省から全国の国立大学に対して見直しを行うよう通知

① 金銭債務に係る保証内容や学生の身上に係る役割を保証書等に具体的に記載し、令和３年度入学者の入学手続から使用することとした。

② 保証契約の種別に係る学校の認識と保証書等の記述が一致するよう、保証書等を改正し、令和３年度入学者の入学手続から使用することとした（一部、検討中の大学あり）。

③ 改正民法の施行後に締結した無効な保証契約について、極度額を記載した保証書等を用い、改めて保証契約等を締結することとした。
　また、ⅰ）及びⅱ）については、極度額を記載した保証書等に改正することとした。

〔各学校の改善措置状況は、事例集参照〕